

令和8年度

特定子ども・子育て支援施設等

自主点検表

| | |
|---------------|----------|
| 作成年月日 | 令和 年 月 日 |
| 施設等の名称 | |
| 設置者氏名 | |
| 管理者氏名 | |
| 所在地 | 〒 |
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |
| 作成者 (職・氏名) | |

特定子ども・子育て支援施設等の区分

※ 該当する全ての区分にチェックマークを入れてください。

- 新制度未移行の幼稚園
- 特別支援学校の幼稚部
- 認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）
- 預かり保育事業（施設等の園児が対象）
- 一時預かり事業（施設等の園児以外が対象）
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業

本点検表について

1 記載上の留意点については、次のとおりとします。

(1) 各項目について、施設等運営の状況を内部点検した上で、「回答欄」の「適」、「否」、「対象外」のいずれかを選んでください。
また、「対象外」に該当する項目がある場合には、「備考」欄その他余白部分に、その具体的状況を記載してください。

(2) 本点検表は、原則作成日時点での状況により作成してください。

2 本点検表における表記については、次のとおりとします。

・運営基準 ⇒ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年4月30日号外内閣府令第39号)

・府子本第689号通知 ⇒ 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について
(令和元年府子本第689号・元文科初第1118号・子発1126第2号通知)

■ 自主点検部分の項目定義

| 番号 | 項目名 | 列の説明 |
|----|-------------|---|
| 1 | 番号 | 通し番号にて採番。 |
| 2 | 分類 | 「自主点検項目」の分類。 |
| 3 | 自主点検項目 | 根拠法令等に基づいて、自治体及び保育施設等が、基準等への適否を確認するための項目。 |
| 4 | 回答欄 | 「自主点検項目」に対して、確認結果を登録いただく回答欄。 ※いずれも「選択制（適／否／対象外）」とし、「対象外」を選択する際は、その理由を備考欄に記入。 |
| 5 | 備考 | 「自主点検項目」への回答対象に当てはまらない場合、その理由を記入。 |
| 6 | 根拠法令等 | 根拠となる法令とその条項。 |
| 7 | 関連法令・告示・通知等 | 根拠法令の他に、関連する法令・告示・通知等。 |

■ 特定子ども・子育て支援施設等【自主点検】

| 番号 | 分類 | 自主点検項目 | 回答欄 | 備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入 | 根拠法令等 | 関連法令・告示・通知等 |
|----|--------------------------|--|---------|---------------------------|------------------|-------------|
| 1 | 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録 | 特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第54条 | - |
| 2 | 利用料及び特定費用の額の受領 | 契約時に利用料を定めているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第55条1項 | - |
| 3 | 利用料及び特定費用の額の受領 | 施設等利用給付認定保護者から、利用料の支払いを受けているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第55条1項 | - |
| 4 | 利用料及び特定費用の額の受領 | 特定子ども・子育て支援提供者は、特定費用の額の支払いについて、施設等利用給付認定保護者に対し、支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について、書面により明らかにしているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第55条2項 | - |
| 5 | 利用料及び特定費用の額の受領 | 特定子ども・子育て支援提供者は、特定費用の額の支払いについて、施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について、保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第55条2項 | - |
| 6 | 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付 | 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、保護者に対し、交付又は口座振替の記録等により管理しているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第56条1項 | - |
| 7 | 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付 | 保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第56条2項 | - |
| 8 | 法定代理受領の場合の読替え | 法定代理受領の場合、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を保護者から受けているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第57条、第55条1項 | - |
| 9 | 法定代理受領の場合の読替え | 利用料の額から市町村から支払いを受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、保護者に対し、交付又は口座振替の記録等により管理しているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第57条、第56条1項 | - |
| 10 | 法定代理受領の場合の読替え | 法定代理受領の場合、保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した、特定子ども・子育て支援提供証明書、及び、施設等利用費の額を通知しているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第57条、第56条2項 | - |
| 11 | 施設等利用給付認定保護者に関する市区町村への通知 | 保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたとき、その旨を支給に係る市町村に通知しているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第58条 | - |

■ 特定子ども・子育て支援施設等【自主点検】

| 番号 | 分類 | 自主点検項目 | 回答欄 | 備考 ※「対象外」選択の場合はその理由を記入 | 根拠法令等 | 関連法令・告示・通知等 |
|----|----------------------------|---|---------|---------------------------|-------------|-------------|
| 12 | 施設等利用 給付認定子どもを平等に取り扱う原則 | こどもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第59条 | - |
| 13 | 秘密保持等 | 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第60条1項 | - |
| 14 | 秘密保持等 | 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第60条2項 | - |
| 15 | 秘密保持等 | 小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第60条3項 | - |
| 16 | 記録の整備 | 職員に関する諸記録を整備しているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第61条1項 | ・府子本第689号通知 |
| 17 | 記録の整備 | 設備に関する諸記録を整備しているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第61条1項 | ・府子本第689号通知 |
| 18 | 記録の整備 | 会計に関する諸記録を整備しているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第61条1項 | ・府子本第689号通知 |
| 19 | 記録の整備 | 特定子ども・子育て支援の提供の記録及び市町村への通知に係る記録を整備しているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第61条2項 | - |
| 20 | 記録の整備 | 特定子ども・子育て支援の提供の記録及び市町村への通知に係る記録を、その完結の日から5年間保存しているか。 | 適/否/対象外 | | ・運営基準第61条2項 | - |